

「児童手当法施行令の一部を改正する政令案」及び「児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見募集について

	意見の要約	意見に対する考え方
1	<p>児童手当の給付に際して現況届提出などの簡略化は公簿の確認を通して簡略化できるため各地域現場担当者の効率のためにも良いと思う。</p>	<p>御意見ありがとうございます。受給者の利便性の向上及び市町村事務の簡素化の観点から、現況届の提出を省略可能とするものであり、各市町村においては積極的に取り組んでいただきたいと思います。</p>
2	<p>所得の確認を行うためには当該年の1月1日時点の住所の把握が必要であるが、現況届の提出が不要とされる場合、確認する手段がなくなってしまう。GS（住基ネット）で確認する方法も考えられるが、追加設置が金銭的または法的に困難であることも想定される。確認する方法を明示していただかないと次年度以降の対応に苦慮することになる。様式の改正で対応できるのであれば考慮いただきたい。</p> <p>内閣府令案について、認定請求時の年金確認は3歳未満の児童を有する場合とされているが、増額改定の際の年金確認は必須になり、書類の添付を求めるということでよいのか。また健康保険証についてはマイナンバーを使った情報連携をつかって提出を省略するというのでよいのか。</p> <p>現況届提出の際に、児童と別居している場合、別居監護に関する届を提出させ、児童の住所の確認をしている。中には他市町村間で児童が転居しているが、支給元の市に連絡がなく、現況時に初めて把握できることもある。児童の住所について公簿で確認する方法の明示してほしい。</p> <p>離婚協議中など現況届が必要となるケースについて、なぜ現況届が必要であるかの理由明示しておいてほしい。同居優先・DVなど比較的苦しい状況下にある人のみ手続きを強いることになるからには理由を説明しなければならないと考える。</p> <p>受給者の配偶者の有無について、公簿での確認方法について明示していただきたい。</p>	<p>・適切に住民基本台帳に状況が反映されているものと考えているため、1月1日時点の住所については、住民基本台帳所管部署等と連携の上、適宜確認に努めていただくとともに、公簿等で確認ができない場合には、住所等の変更届により把握することとなります。なお、必要があるときは、認定請求書等の様式について所要の変更又は調整を加えた上で把握に努めてください。</p> <p>・3歳未満の児童を養育する被用者については、増額改定の際に公簿等で被用者であることを確認できない場合には、当該事実を確認できる書類（健康保険証の写し等）を提出していただく必要があります。なお、少なくとも現時点においては、額改定請求及び届出時はマイナンバーを活用した情報連携の対象外です。</p> <p>・児童の住所については、住民基本台帳所管部署等と連携の上、適宜確認に努めていただくとともに、公簿等で確認ができない場合には、住所等の変更届により把握することとなります。変更届について、引き続き市町村においても周知していただくとともに、国においても周知を行っていきます。</p> <p>・受給者が離婚協議中の場合やDVにより住民票を異動させることができない場合等は、6月1日時点の現況を公簿等により確認することができないため、省略対象とはできず、引き続き現況届の提出が必要となります。</p> <p>・配偶者の有無については、住民基本台帳の世帯主との続柄や、市町村民税における配偶者控除の有無（ただし、12月末時点）を確認することなどが考えられます。なお、公簿等で確認ができない場合には、氏名等の変更届により把握することとなります。</p>

<p>3 児童手当の事務担当する側としての考えです。 どこも人手不足で仕事があふれかえっておりますのは言わずとも…でありますゆえに、今回の改訂により、実際の現場で行う実務の処理方法がより分かりやすく、仕事の時短につながるかどうかにも目を向けていただきたいと強く願っております。</p>	<p>御意見ありがとうございます。受給者の利便性の向上及び市町村事務の簡素化の観点から、現況届の提出を省略可能とするものであり、各市町村においては積極的に取り組んでいただきたいと考えています。国としても、事務処理方法の周知等に努めていきます。</p>
<p>4 1 特例給付の所得制限にかかる各種控除（雑損、医療費、小規模企業共済等掛金控除および各種人的控除）の取扱いについては、改正前の児童手当法施行令第3条第2項と同じ考え方が適用されるのか。（照会・質問）</p> <p>2 意見公募の前提となる政令改正案においては、単に年収1,200万円といった抽象的な記載にとどまらず、各種控除の取扱いに至る条件を明記することで、国民の側で個別具体的な事情における所得制限の該当有無を認識できるように配慮すべきではないか。（意見）</p>	<p>・特例給付の支給判定に用いる所得については、児童手当の支給判定に用いる所得に倣い、児童手当法施行令第3条を準用することになりますので、御質問の各種控除相当額を控除することとなります。</p> <p>・意見公募を行った政令案の概要において、特例給付の支給判定に用いる所得の計算方法は児童手当と同様であることや扶養親族等及び児童がないときは858万円が基準であること等お示ししていた内容を反映した条文を規定することとなりますが、リーフレットでは、御指摘を踏まえわかりやすい記載にしたいと思います。</p>
<p>5 一定所得以上の者への特例給付廃止にかかるシステム改修費については、国からの補助はありますか。 ある場合、補助率と交付スケジュールをお示し願います。</p>	<p>今般の改正に伴うシステム改修費等については、全額国庫負担により補助することとしています。詳細は別途自治体宛てに通知します。</p>
<p>6 「児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令案について（概要）」の「（参考）現況届により確認している情報と改正後の取扱いのイメージ」のうち、次の2項目について、ご検討いただけましたら幸いです。ご多用のところ恐れ入りますが、なにとぞよろしくお願いいたします。</p> <p>・「1月1日時点の住所」について →認定請求書における「1月1日時点の住所」は、「1～5月分は前年、6～12月は本年」となっている。そのため、本年1月1日以降に転入し、1～5月分を認定請求する者は、認定請求書に「請求者とその配偶者の前年1月1日時点の住所」のみを記載することとなり、「本年1月1日時点の住所」を記載することはない。よって、本市においては、現況届により「受給者およびその配偶者の本年1月1日時点の住所」を確認している。 →現況届省略にあたり「1月1日時点の住所」の届け出を省略可とする場合は、認定請求書に「本年1月1日以降に転入し、1～5月分を認定請求する者が、請求者とその配偶者の本年1月1日時点の住所を記載するスペース」を設けていただけるとありがたい。</p> <p>・配偶者の「被用者・公務員・被用者等でない者の別」について →配偶者が公務員であると新たに判明した場合、二重支給を避けることを目的として、配偶者の勤務先に児童手当の受給の有無を確認している。 →現況届省略にあたり「配偶者の「被用者・公務員・被用者等でない者の別」の届け出を省略可とする場合は、「配偶者の氏名、婚姻関係、住所に係る変更届（新設予定のもの）」に、「公務員となったことを届けるスペース」も設けていただけるとありがたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の参考といたします。1月1日時点の住所については、住民基本台帳所管部署等と連携の上、適宜確認に努めていただくとともに、公簿等で確認ができない場合には、住所等の変更届により把握することとなります。配偶者の情報については市町村民税所管部署と連携の上で所得額を確認し、生計を維持する程度の高い者を判断いただいているものと承知しています。なお、必要があるときは、認定請求書等の様式について所要の変更又は調整を加えた上で把握に努めてください。</p>

<p>7 以下の通り質問します。</p> <p>1 「被用者又は被用者等でない者の別を明らかにすることができる書類」とは保険証等を指すのでしょうか？</p> <p>2 また、なぜ3歳未満の児童を養育する方だけ提出が必要となるのでしょうか？</p>	<p>・被用者年金への加入証明や健康保険証の写しなどが考えられます。</p> <p>・被用者に対する児童手当のうち、3歳未満の児童に係る児童手当については、その費用の一部を事業主からの拠出金によって負担していることから、3歳未満の児童を養育する者については、被用者又は被用者等でない者の別を明らかにすることができる書類を提出していただくこととしています。</p>
<p>8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正に伴うシステム改修が発生した場合は、全額国の負担と考えてよいか。 ・配偶者の有無について、配偶者が市外、本籍地が市外、筆頭者が受給者、外国人の場合等、公簿等で確認ができないが、現況届を省略とした場合、定期的に確認する必要はあるか。 ・現住所・1月1日時点の住所について、現況届を省略とした場合、1月1日時点で市外に住んでいた受給者及び配偶者の住所を調べることが非常に困難となるため、マイナンバーによる情報連携で所得を取得する際に、情報連携先の市町村を選択しなくてもいいようにする等、1月1日時点の住所情報がなくても所得を取得できるように改善は可能か。 ・加入している公的年金制度の種別について、自身が加入している公的年金制度の種別が分かっていない受給者がほとんどとなっている。変更届を新設することのだが、受給者から申告がない限り市で気づくことができないため、どのように周知していくか知りたい。 ・勤務先（公務員である場合）について、届出不要とする（必要に応じ受給者に適宜確認）となっているが、公務員になったことを市では把握できないが、どのタイミングでどのように確認するのか。 ・児童と別居している場合：児童の養育の状況を明らかにする書類について、住民票を動かさないまま児童が市外に転出した場合の監護確認ができなくなるが、住民票上同居であれば、実際には別居していたとしても監護確認の必要はなしという解釈でよいか。 ・受給者が父母等及び父母指定者以外の養育者の場合について、中学卒業を機に児童を監護しなくなった事例があるが、監護関係を確認する必要はないと考えてよいか。随時受給者からの申出により確認するのであれば、受給者への周知が必要だと考える。 ・配偶者が他市町村に住んでいる場合について、変更届を新設することのだが、受給者から申告がない限り市で気づくことができないため、どのように周知していくのか知りたい。 ・生計主宰者が変更になったと申告があった場合、受給者切替の時期はこれまで通り10月期支払（6月分～）のタイミングにしか変更できないという解釈でいいか。 	<p>・今般の改正に伴うシステム改修費等については、全額国庫負担により補助することとしています。詳細は別途通知します。</p> <p>・児童手当法施行規則第5条に基づき、配偶者の有無に変更があった場合、14日以内に変更届を提出していただく必要があります。</p> <p>・1月1日時点の住所や配偶者の情報等については、住民基本台帳所管部署等と連携の上、適宜確認に努めていただくとともに、公簿等で確認ができない場合には、氏名・住所等の変更届により把握することとなります。なお、必要があるときは、認定請求書等の様式について所要の変更又は調整を加えた上で把握に努めてください。</p> <p>・受給者が公務員となった場合には「認定後速やかに、当該職員に対して、それまでの支給元である住所地の市区町村への受給事由消滅届の提出を促していただくとともに、当該職員を認定したことについて、適宜所属庁から市区町村へ連絡していただく等の対応をお願い」する事務連絡を本年3月に発出しており、引き続き周知していきます。3歳未満の対象児童がいる場合には被用者又は被用者等でない者の別に変更があった場合については、変更届を提出いただいてその事実を把握することになります。公務員ではない場合には主に国民年金のみか厚生年金かということになり、必要に応じて情報連携を行い把握するとともに、市町村の国民年金所管部署から周知を図る等の方策が考えられます。変更届について、市町村においても周知していただくとともに、国においても周知を行っていきます。</p> <p>・住民基本台帳上の記録と事実関係が異なっている場合は、関係部署と連携し、適切な住所認定を行った上で児童手当の処理を行うこととなりますので、児童の住民票に異動がない限りは、同居として取り扱って差し支えありません。なお、監護実態に疑義が生じている場合は、引き続き関係部署と連携の上、適宜必要な調査等を行うよう努めてください。</p> <p>・養育者の認定や主たる生計維持者の判断については、その取扱いを通知等で示す場合を除き、従前から変更はありません。</p>

<p>9 ・住民票を日本に置いたまま、海外に長期間滞在している者について、現況届未提出をもって差止をしているため、現況届がなくなると差止をするきっかけがなくなり、過払の発生及び過払金額が大きくなる恐れがあるが、何か対応方法は検討しているか。</p> <p>・現況届を一部の受給者だけに送付すると、受給者は、現況届は全員が提出するものだ認識しているため、特殊な家庭だと思われてしまった。等の問い合わせが予想されるが、何か対応方法は検討しているか。</p>	<p>・受給者への連絡がとれない、郵送物が返戻となるなど居住の実質が疑われる場合には、関係部署と適宜連携の上、居住の確認に努めていただき、確認できるまでは、児童手当の支払を一時保留するなどの対応を行うことも差し支えありません。また、市町村において特に必要と認める場合には、引き続き現況届の提出を求めることも可能です。</p> <p>・現況届の取扱いが十分に認知されるまで、当分の間は、市町村において、提出を省略した受給者も含め、広く周知を行うことが望ましいと考えられます。</p>
<p>10 1・「公務員でない一般受給者の被用者又は被用者等でない者の別に変更があった場合には、変更の届出を提出させることとする」と記載があるが、これは被用者又は被用者でない者が公務員共済に加入した場合に、現支給先に変更の届出をさせ、公務員である旨の確認をするという意味でよいか。</p> <p>2・現況届が原則廃止されることになると、配偶者間の受給者認定は、情報連携により確認できる前年の所得のみとなり、育休中で一時的に収入が減少しているなどその他の特殊事情は考慮できないこととなる。よって、受給権の行き来が頻繁になるおそれがあり、一方が公務員である場合は、その手続きが煩雑になるのみである。加えて請求の提出し遅れ等により、受給できない期間が生じるなど、受給者が不利益を被る可能性が増す。その際の受給者救済措置は設けられるのか。</p> <p>3・離婚協議中の場合など一定のケースで現況届を提出させることとするのであれば、それらのケースに該当しているかの有無を確認する必要があるが、また、2で触れた特殊事情を考慮するならば、結局全員に対して現況を確認する何らかの手段を講ずる必要が残るが、これは手続きを簡素化することになるのか。現況を廃止したところで別の現況確認手段を講ずるならば、廃止するメリットは薄いと考える。</p> <p>4・住民票がある市町村は、受給者の住民票上の住所の異動を捉えることができるが、公務員の場合は、職員からの申し出がない限り分からない。情報連携で所得を確認するためにも住民票上の住所は必須であり、住所の変更を届出として求めることとなるが、そうすると3同様、全員に対して現況を確認する必要が発生するため、手続きの簡素化になっているとは考えにくい。公務員のこういった事情を踏まえ、有効な対応方法を示していただきたい。</p>	<p>・変更の届出は、市町村で受給している者について、被用者又は非被用者間の変更があった場合を想定しています。新たに公務員になり共済組合に加入した場合は、当該変更届出を市町村に提出していただく必要はなく、受給資格消滅届を提出していただくとともに、所属庁に対する支給申請が必要となります。</p> <p>・受給者及び配偶者の所得に一時的に逆転が生じた場合について、いずれも同一の支給区分であり、かつ同一市町村に在住している場合には、受給資格者や市町村の事務負担も鑑み、一時的に所得の低い方を生計を維持する程度の高い者として判断することも差し支えありません。また、受給者が公務員となった場合には「認定後速やかに、当該職員に対して、それまでの支給元である住所地の市区町村への受給事由消滅届の提出を促していただくとともに、当該職員を認定したことについて、適宜所属庁から市区町村へ連絡していただく等の対応をお願い」する事務連絡を本年3月に発出しており、引き続き周知していきますが、市町村においても周知をお願いします。</p> <p>・受給者の利便性の向上及び市町村事務の簡素化の観点から、現況届の提出を省略可能とするものであり、各市町村においては積極的に取り組んでいただきたいと考えています。なお、市町村において特に必要と認める場合には、引き続き現況届の提出を求めることも可能です。</p> <p>・公務員については所属庁から支給しており、住所の異動等は適宜把握できるものと考えていますが、国においても、変更届の提出が必要である旨を周知していきます。</p>

<p>11 児童手当法施行令の一部を改正する政令案について（概要）</p> <p>(1) 児童手当市町村事務処理ガイドライン（以下、ガイドラインとします。）より、額改定認定請求書の提出を受け審査した結果、支給額を改定すべきものと確認したときは、様式第10号による通知書を作成し、受給者に送付することとあります。</p> <p>特例給付の支給対象外とされた対象者の場合は支給額の改定はないため、本通知書の送付は不要であると読み取れます。</p> <p>ガイドライン改正の必要があれば、改正をお願いいたします。</p> <p>(2) ガイドラインより、額改定届の提出を受け審査した結果、届出に係る事実を確認したときは、様式第10号による通知書を作成し、受給者に送付することとあります。</p> <p>特例給付の支給対象外とされた対象者の場合も、本通知書の送付は必要であると読み取れます。</p> <p>ガイドライン改正の必要があれば、改正をお願いいたします。</p> <p>(3) ガイドラインより、額改定届の提出がない場合においても、公簿等によって支給額を減額すべきものと確認したときは、様式第10号による通知書を作成し、受給者に送付することとあります。</p> <p>特例給付の支給対象外とされた対象者の場合は支給額の減額はないため、本通知書の送付は不要であると読み取れます。</p> <p>ガイドライン改正の必要があれば、改正をお願いいたします。</p> <p>(4) ガイドラインより、現況届の提出を受け審査した結果、認定請求があったものとみなされる場合に該当すると認めるとき（継続認定の場合）は、様式第7号による通知書を作成し、受給者に送付することとあります。</p> <p>特例給付の支給対象外とされた対象者の場合も認定はおこなうため、本通知書の送付が必要であると読み取れます。</p> <p>ガイドライン改正の必要があれば、改正をお願いいたします。</p> <p>(5) 児童手当交付金概算交付申請、および支払状況報告において、特例給付の支給対象外とされた対象者の人数の報告が新たに必要になる場合は、所要の改正の際にあわせて提示いただきたいです。</p> <p>児童手当施行規則の一部を改正する内閣府令案について（概要）</p> <p>(1) 参考資料にて提示いただいておりますが、里親に対して引き続き現況届の提出を求めるかが判断しにくいいため、施設等受給資格者の場合は引き続き現況届の提出を求める旨を明記いただけますと幸いです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例給付の所得上限額を超えた方については、職権により支給事由消滅処分を行い、その旨を通知することとなります。 ・ 施設等受給者（里親も含む）については、引き続き現況届の提出が必要なこととしており、その旨を市町村へ通知します。
--	---

<p>12 ・特例給付を支給しないこととなる所得の額並びに当該所得の範囲、その額の計算方法及び前年又は前々年のいずれの所得を用いるかの区分を新たに定める等とあるが、用いる所得は、支給優先の考えで対応してよろしいか。</p> <p>・現況届出時に、所得判定を行い父母の所得が逆転している場合受給者替えの手続きを行っているが、今後も受給者変更の指導を行う認識でよろしいか。</p> <p>・配偶者の有無の確認について、同一市町村内ならある程度確認が取れるが、戸籍の確認ができないため、難しいところである。また、配偶者が他市町村の場合本人の申出がなければ、マイナンバーの活用した情報連携も難しいと考えられるが、どのように運用を行えばよろしいか。</p>	<p>・「支給優先」の趣旨が明らかではありませんが、特例給付の支給判定に用いる所得については、児童手当の支給判定に用いる所得に倣って同じものになります。</p> <p>・受給者及び配偶者の所得に一時的に逆転が生じた場合について、いずれも同一の支給区分であり、かつ同一市町村に在住している場合には、受給資格者や市町村の事務負担も鑑み、一時的に所得の低い方を生計を維持する程度の高い者として判断することも差し支えありません。なお、特例給付の所得上限額を超えた方については、職権により支給事由消滅処分を行うこととなります。</p> <p>・配偶者の有無については、住民基本台帳の世帯主との続柄や、市町村民税における配偶者控除の有無（ただし、12月末時点）を確認することなどが考えられます。なお、公簿等で確認ができない場合には、氏名等の変更届により把握することとなります。</p>
<p>13 地方公務員である職員の児童手当受給事務を、マイナンバーを利用した情報連携により行っているが、今回の改正では、こうした公務員に対する受給事務の実情について考慮されているのか懸念されるため、意見具申する。</p> <p>改正内容の中に、 「受給資格等を確認するための現況届等について、公簿等により必要な情報を確認することができる場合は、当該届出を省略することができるようにする」 「公簿等による確認には、マイナンバーを活用した情報連携による確認も含む」 とあるが、我々のような一般の市町村とは異なる公務員団体は、そもそも住民情報等の公簿を持ち合わせておらず、各市町村への世帯情報等の照会が必須となるため、情報連携における照会先（市町村）を確認するための現況届の提出もまた必須となる。</p> <p>特に警察組織は、人事異動による職員及び家族の転宅が頻繁に行われており、1月1日、6月1日の住所地が毎年変更されることも多々あるため、現況届以外でこれらを把握することは不可能である。</p> <p>改正通知発出の際には、このことを考慮し、現況届の提出が省略できない場合についても、具体的に明記して頂きたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。公務員については所属庁から支給しており、住所の異動等は適宜把握できるものと考えていますが、国においても、変更届の提出が必要である旨を周知していきます。なお、所属庁が特に必要と認める場合には、引き続き現況届の提出を求めることも可能です。</p>

<p>14 被用者・公務員・被用者でない者の申し出について 受給者が、国家公務員共済組合・地方公務員等共済組合に加入した場合、本人からの申し出がなく、現況届で過払いが発覚するケースが相次いでいる。制度案へ改正後、本人からの申し出がなければ市民分の受給が継続し、長期間過払いとなるケースが懸念される。出生以外で公務員分が認定された場合に、所属先から受給者の居住地の自治体に通知等を発出するなど、現況届がなくても確実に二重払いを防げるような対応をお願いします。</p> <p>児童が海外留学中の場合、留学にかかる事実関係を明らかにする書類を省略した場合、留学の要件は3年を超えないものとなるため、3年を超えても住民票が日本に戻らない場合、受給要件はどのように確認すればよいのでしょうか。また、3年を超えても住民票が日本に戻らない場合、受給要件がないとのことと職権消滅してよいのでしょうか。</p> <p>配偶者の情報について、再婚し、受給者の席に入籍した場合は、公簿等で確認することができません。</p> <p>配偶者が他市町村に住所を有する場合、配偶者が転居等した場合、受給者が適宜「変更届」の提出を行うのが懸念される。</p>	<p>・受給者が公務員となった場合には「認定後速やかに、当該職員に対して、それまでの支給元である住所地の市区町村への受給事由消滅届の提出を促していただくとともに、当該職員を認定したことについて、適宜所属庁から市区町村へ連絡していただく等の対応をお願い」する事務連絡を本年3月に発出しており、引き続き周知していきます。</p> <p>・児童が海外留学により国内に住所を有さず、その期間が3年を超えた場合には、これまでと同様、職権により支給事由消滅処理を行うこととなります。</p> <p>・配偶者の有無については、住民基本台帳の世帯主との続柄や、市町村民税における配偶者控除の有無（ただし、12月末時点）を確認することなどが考えられます。なお、公簿等で確認ができない場合には、氏名等の変更届により把握することとなります。変更届について、市町村においても周知していただくとともに、国においても周知を行ってまいります。</p>
<p>15 ●被用者・非被用者でない者の別について ・被用者・非被用者でない者の別に係る変更届を新設し、随時提出を求めるとあるが、随時とは、どのタイミングで提出を求めればよいのでしょうか。 提出を求めるとは自治体から提出を促すのか、提出を待っているだけでよいのか、どちらの対応になりますか。また、提出を促す場合、いつどのように自治体で把握したらよいのかを具体例を提示していただければと思います。現在は、現況届の際に変更があるかを確認しているが、現況届を廃止すると確認方法に時間を要します。</p> <p>●加入している公的年金制度の種別について ・現在、現況届提出者の6/1時点の年金加入状況を確認しています。現況届廃止に伴い、6/1時点で全受給者に年金照会をし、確認できなかった人のみ被用者・被用者等でない者に係る届出を提出させるという認識で問題ないでしょうか。 ・被用者・公務員・非被用者等でない者の別をどのように確認すればよいのか分かりません。確認方法を例示していただきたい。 ・今後の児童手当業務にあたり、厚生年金から国家公務員等共済のように年金種別が変更になった場合は、被用者・非被用者でない者の別に係る変更届が必ず提出するという認識で間違いはないでしょうか。 ・現在、自治体から公務員（職場支給）になったが、消滅届を提出していない場合、現況届にて過払いの確認ができていたが、現況届廃止に伴い、確認できなくなるため、改めて職場にて採用時に周知徹底を依頼していただきたい。</p>	<p>・3歳未満の対象児童がいる場合には被用者又は被用者等でない者の別に変更があった場合については、変更届を提出いただいてその事実を把握することになります。公務員ではない場合には主に国民年金のみか厚生年金かということになり、必要に応じて情報連携を行い把握するとともに、市町村の国民年金所管部署から周知を図る等の方策が考えられます。変更届について、市町村においても周知していただくとともに、国においても周知を行ってまいります。</p> <p>・改正後は、受給者が被用者である場合で、かつ当該者が3歳未満の児童を養育する場合に限り、認定請求や額改定請求において、添付書類又は公簿等により、被用者又は被用者等でない者の別を確認することとなります。また、上記の者の被用者又は被用者等でない者の別に変更が生じた場合には、公簿等で確認できる場合を除き、変更届を提出いただいてその事実を把握することになります。</p> <p>・受給者が公務員となった場合には「認定後速やかに、当該職員に対して、それまでの支給元である住所地の市区町村への受給事由消滅届の提出を促していただくとともに、当該職員を認定したことについて、適宜所属庁から市区町村へ連絡していただく等の対応をお願い」する事務連絡を本年3月に発出しており、引き続き周知していきます。</p>

<p>16 (1) 児童手当の受給者が公務員となった場合は、受給している市区町村に消滅届を提出する必要がありますが、届出を忘れていた受給者については現況届で公務員になっていないかを確認しています。現況届を省略した場合、届出を忘れていた受給者の抽出はどのようにすればよいのでしょうか？</p> <p>(2) 児童手当の受給者が拘禁された場合は、受給している市区町村に消滅届を提出する必要がありますが、届出を忘れていた受給者については現況届で拘禁になっていないかを確認しています。現況届を省略した場合、届出を忘れていた受給者の抽出はどのようにすればよいのでしょうか？</p> <p>(3) 現況届省略後の取り扱いの中で、省略可とある項目については、調査しないということでしょうか？あるいは、現況届は省略するが調査は公簿等で行うという意味でしょうか？</p> <p>(4) 離婚協議中で児童と同居している者の場合：離婚協議中であることが分かる書類、とありますが、これは同居優先で認定した受給者という認識でよろしいのでしょうか。また、現況届では受給者からの申出だけでよいということでしょうか、例えば調停呼出状等は不要でしょうか。また、離婚した場合はその届出が必要ということでしょうか。</p> <p>(5) 他市からの転入者で他市でも支援措置を受けていた受給者については公簿等で確認できないので、DV避難者と同様に現況届を提出してもらい、所得が分かる課税証明書等を添付してもらおうということでしょうか。</p> <p>(6) 現況届が不要となったということを国から広報していただけるのでしょうか。また、現況届は不要となったが、公簿等で確認するということを受給者に通知する必要はあるのでしょうか。通知するならばその補助を国から受けることは可能でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者が公務員となった場合には「認定後速やかに、当該職員に対して、それまでの支給元である住所地の市区町村への受給事由消滅届の提出を促していただくとともに、当該職員を認定したことについて、適宜所属庁から市区町村へ連絡していただく等の対応をお願い」する事務連絡を本年3月に発出しており、引き続き周知していきます。 ・受給者が拘禁された場合など、市町村が特に必要と認める場合には、引き続き現況届の提出を求めることも可能です。監護実態に疑義が生じている場合は、引き続き関係部署と連携の上、適宜必要な調査等を行うよう努めてください。 ・市町村が、現況届によって届け出られるべき内容を公簿等により確認できる場合は、その提出を省略させることができることとしていますので、公簿等で確認できる項目については調査は不要です。 ・ご認識のとおり、「離婚協議中で児童と同居している者」は、同居優先により認定された受給者を想定しています。現況届には、特段状況に変化がなければ、申立書の添付のみで差し支えありません。また、離婚した場合には変更届の提出が必要となります。 ・支援措置がかかっている場合、一般的にDV等の事例が想定されますので、住民票を異動されていない場合には現況届の提出が必要と考えられます。また、公簿等により確認ができない場合には、課税証明書等の添付が必要となります。 ・現況届の取り扱いについては国からも周知を行いますが、内容が十分に認知されるまで、当分の間は、市町村において、提出を省略した受給者も含め、広く周知を行うことが望ましいと考えられます。
--	--

<p>17 「児童手当法施行令の一部を改正する政令案」について</p> <p>●変更届はその都度行う必要があるため、一般受給者への十分な周知が必要となるほか、自治体の事務手続きも煩雑になると考える。</p> <p>●公簿等で確認できる場合は現況届を省略させることができるとしているが、被用者・非被用者等でないものの別を公簿で確認する方法を想定しているか。またその場合どのような手順となるのか（国家公務員共済等一部の年金については情報照会ができない。変更届が提出されないままの者について誤った照会先へ情報照会を行うおそれがある）。</p> <p>●受給者が公務員になった場合の届出の必要性については、所属長へ周知依頼をしているにも関わらず届出がなく毎年複数件の過誤払が発生している。現行では現況届の提出により受給者が公務員になったことを把握できるため、過誤払を最低限に抑えることができているが、現況届を省略することで、公務員になっても届出を行わない者へ児童手当を支給し続け、多額の過誤払いが生じることが懸念される。</p> <p>●別居している児童がさらに住所変更した場合、現況届を省略すると、変更届の提出がない限り正確な住民登録地が把握できなくなるのではないかと。公簿による確認は不要とするのか。</p> <p>(例) ・R3.6.1 父：宮崎市 母子：青森市 ・R4.1.1 父：宮崎市 母子：秋田市</p> <p>(現行では現況届により児童の住所地を把握し、届出住所地へ住民登録情報照会を行っている。現況届の省略により、住所変更の届出がない場合は公簿確認が困難となる)</p>	<p>・3歳未満の対象児童がいる場合には被用者又は被用者等でない者の別に変更があった場合については、変更届を提出いただいてその事実を把握することになります。公務員ではない場合には主に国民年金のみか厚生年金かということになり、必要に応じて情報連携を行い把握するとともに、市町村の国民年金所管部署から周知を図る等の方策が考えられます。変更届について、市町村においても周知していただくとともに、国においても周知を行っていきます。</p> <p>・受給者が公務員となった場合には「認定後速やかに、当該職員に対して、それまでの支給元である住所地の市区町村への受給事由消滅届の提出を促していただくとともに、当該職員を認定したことについて、適宜所屬庁から市区町村へ連絡していただく等の対応をお願い」する事務連絡を本年3月に発出しており、引き続き周知していきます。</p> <p>・児童の住所については、住民基本台帳所管部署等と連携の上、適宜確認に努めていただくとともに、公簿等で確認ができない場合には、住所等の変更届により把握することとなります。変更届について、引き続き市町村においても周知していただくとともに、国においても周知を行っていきます。</p>
<p>18 児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令案について</p> <p>・受給者の加入している公的年金制度の種別について 国家公務員共済組合・地方公務員等共済組合加入者は変更届の提出を随時求めるとありますが、毎年の現況届での確認の際も、それらの共済に加入しているかどうかわかっていない受給者も多く、周知をしたとしても届出を行う受給者は少ないのではないかと思います。</p> <p>また、届出が遅かった等で何年も前から加入していたことが分かった場合、過年度の実績報告の修正、調整等が必要となるのでしょうか。必要ならそれらの変更を管理するシステム改修も必要となる可能性が高いです。情報連携で共済組合も確認できるようになれば、実績報告が円滑に行えて正確に報告できると思います。</p> <p>ご検討よろしく申し上げます。</p>	<p>・3歳未満の対象児童がいる場合には、被用者又は被用者等でない者の別に変更があった場合については、変更届を提出いただいてその事実を把握することになります。公務員ではない場合には主に国民年金のみか厚生年金かということになり、必要に応じて情報連携を行い把握するとともに、市町村の国民年金所管部署から周知を図る等の方策が考えられます。変更届について、市町村においても周知していただくとともに、国においても周知を行っていきます。</p> <p>・受給者が公務員となった場合には「認定後速やかに、当該職員に対して、それまでの支給元である住所地の市区町村への受給事由消滅届の提出を促していただくとともに、当該職員を認定したことについて、適宜所屬庁から市区町村へ連絡していただく等の対応をお願い」する事務連絡を本年3月に発出しており、引き続き周知していきます。</p>

<p>19 児童手当（特例給付）廃止について 廃止対象の所得基準を世帯合算ではなく主たる家計支持者としたことは、片働き家庭を著しく不利に扱うもので、あまりに不公平です。 片働きであることにつき、働けない事情が全く配慮されていません。 働けない理由として、配偶者の病気、子供の障害、家族の介護などがあると思います。 重い病気の場合、年収1200万では高額医療費制度によっては負担軽減がはかれませんが、 子供に障害がある場合も、公立学校の送迎を求められたり、入院付き添いや通院等により就業が困難ですが、所得制限によって各種手当や負担軽減策の給付はほとんどが削られています。 今回の特例給付廃止基準は、このようなより肉体的精神的経済的に大きな負担を負いながら子育てをしている層をより苦しめるものです。 なお、配偶者控除の対象外所得であることも負担をさらに大きくしています。 制度として、所得制限や所得区分により受けられる福祉の差が大きすぎたり、配偶者の無収入が考慮されないのであれば、究極的には離婚で世帯を分ける方が合理的ということになってしまいます。</p> <p>今回の改正法は、世帯年収2400万未満の家庭に特例給付を支給する一方で 困難な環境で子育てをしている世帯年収1200万の片働き家庭の特例給付を廃止とするもので、 公平性を大きく損ないます。 子育て世帯の深い分断も招きます。</p> <p>また、片働きの意味付けを誤っていると感じます。 家族間の扶養扶助を制度的に評価しないのであれば、当然の流れとして福祉制度に全面的に依存する選択を増やします。 家族間の扶養扶助こそ自助として評価するべきです。 片働き子育て世帯について、余裕があり制度の恩恵に依存している世帯と捉えるのは、実態からは真逆の評価です。</p> <p>世帯合算への改正と、不支給基準額を引き上げることを望みます。</p>	<p>児童手当に関して、年収1,200万円相当以上の方については、月額5千円の特例給付を支給しないこととしておりますが、これは、他の制度等を参照しながら総合的に検討した結果です。 具体的には、例えば、 ・税制において、配偶者控除を受けることができる年収の上限が1,195万円となっています。 ・また、保育料の所得判定区分のうち、最も高い保育料が適用される区分が世帯年収1,130万円以上となっています。 今回の見直しは、これらも参照しながら総合的に検討したものです。 いただいた御意見については今後の参考といたします。</p>
--	---